

市町村における利子補給・保証料補助制度一覧（県制度融資・日本政策金融公庫融資）

市町村名	県・公庫の別	対象となる融資制度	補給対象者	補給・補助限度額 (万円)	対象融資限度額* (万円)	利子補給の有無	保証料補助の有無	期間	担当課	電話番号			
あ	行	上田市	県	・起業家育成資金 ・女性・若者経営者支援資金（令和3年度までに融資を受けた者に限る）	なし	なし	なし	なし	3年以内	3年以内	048-777-4441		
			公庫	・国民生活事業 ・新規開業資金 ・女性・若者/シニア起業家支援資金 ・新事業活動促進資金									
		伊奈町	県	・経営安定資金災害復旧関連貸付（危機関連保証、セーフティネット保証4号） ・経営安定資金特定業種関連貸付（セーフティネット保証5号） ・要件緩和型経営安定資金貸付（経営あんしん資金）「経営改善おうえん特別」（セーフティネット保証5号、一般保証）	なし	10	なし	信用保証料を初年度に補助	元気まちづくり課	048-721-2111			
か	行	加須市	県	・事業資金（短期貸付）	・借入金を約定どおり返済した方	なし	なし	なし	なし	なし	産業振興課	0480-62-1111	
			公庫	・県制度融資（全資金）	・市内に住所又は事業所を有する中小企業者	なし	なし	なし	信用保証料（上限2万円）	なし	経済観光課 商工観光担当	0495-77-0703	
		川越市	県	・経営安定資金 ・経営あんしん資金	①令和元年度台風第19号により市内に所在する施設、設備その他の事業用資産が直接の被害を受け、市が発行する被災証明書の交付を受けた中小企業者 ②令和元年10月12日から令和2年12月31日までに左記の融資制度のほか市の指定する災害復旧資金融資の実行がされたもの ③事業所（個人は住所及び事業所）を1年以上引き続き市内に有し、中小企業信用保証法施行令第1条に規定する業種に属する事業を1年以上継続して営んでいるもの ④納期限が到来した市税に未納がないもの ⑤他の地方公共団体等から台風第19号からの復旧のために借り入れた融資に係る利子に対する補助金の交付を受けていないもの	なし	なし	なし	なし	10年以内	産業振興課 商業振興担当	049-224-5934	
			公庫	・令和元年台風第19号特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金									
		行田市	県	・事業資金（短期貸付）	①短期貸付により融資を受けている市内の中小企業者の方 ②借入金を貸付期間内に返済した方 ③市税の滞納がない方 ④同一年度に既に利子補給の交付を受けていない方	なし	なし	なし	なし	なし	12か月	商工観光課	048-556-1111 (内線5404)
鴻巣市	県	・事業資金 ・小規模事業者資金 ・経営安定資金	鴻巣市商工会の指導を受けた上で貸付が決定された融資制度の資金のうち、市内に建築する店舗又は機械設備の導入に要する設備資金の貸付決定者で、次の要件を備えたもの。 ①中小企業信用保証法施行令第1条に規定する業種を営んでいること ②融資申込の日の以前、市内に事業所を1年以上引き続き有し、かつ、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと	融資額1,000	なし	なし	なし	5年以内	商工観光課 商工労政担当	048-541-1321			
	公庫	・普通貸付資金 ・経営改善貸付資金 ・特別貸付資金											
さ	行	早加市	公庫	・全資金（他の金融機関の融資で、公庫との協調融資を含む）	・市長から早加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書の交付を受けた者	なし	なし	なし	60か月	産業振興課 商工係	048-922-3477		
			公庫	・マル経融資	・市内に事業所を有し、かつ、市内において1年以上商工業を営み、常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業	2,000 (マル経融資の限度額と同額)	なし	なし	完了まで	産業振興課 商工観光担当	0480-33-1111		
た	行	秩父市	公庫	・国民生活事業融資制度（事業資金に限る）	①市内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者であること ②市税を完納していること ③他の市町村の利子補給制度を利用していないこと	10	なし	なし	なし	10年以内	先端技術推進課	0494-21-5522	
			県	・県の中小企業金融施策による融資資金	①市内に事業所を有すること ②市内において1年以上商工業を営み、従業員50人以下であること	融資額1,000	なし	なし	なし	貸付期間の範囲内	商工観光課 商工担当	0493-65-1584	
		所沢市	県	・県制度融資のうち、設備資金	①市内に事業所又は事業所を有し、同一事業を一年以上営んでいる方 ②個人の場合、所沢市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方 ③法人の場合、主な事務所又は従たる事務所の法人登記が市内に引き続き1年以上されている方 ④市税の滞納がない方	なし	なし	なし	なし	5年間	産業振興課	04-2998-9157	
			公庫	・国民生活事業における融資制度のうち、設備資金	①市内に事業所又は事業所を有し、同一事業を一年以上営んでいる方 ②個人の場合、所沢市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方 ③法人の場合、主な事務所又は従たる事務所の法人登記が市内に引き続き1年以上されている方 ④市税の滞納がない方								
な	行	長瀨町	公庫	・一般貸付 ・セーフティネット貸付 ・新企業育成貸付 ・企業活力強化貸付 ・環境・エネルギー対策貸付 ・企業再生貸付 ・その他の融資制度 ・生活衛生貸付	・市内に1年以上住所を有し、商工業を営む中で市税の滞納がないもの	10	なし	なし	なし	なし	貸付期間の範囲内	産業観光課	0494-66-3111
			公庫	・日本政策金融公庫の融資制度（新規創業のために借り入れたもの）	①融資資金の貸付けを受けた日が創業前又は創業後1年以内であること ②融資を受けた事業を市内で営んでいること ③市税を滞納していないこと	1,000	なし	なし	なし	3年	産業振興課 農業商工業振興係	048-477-6346	
は	行	鳩山町	県	・全資金	①従業員数がおおむね30人以下で、1年以上商工業等を営んでいる町内業者 ②返済期日までに利子及び保証料を完済している者 ③市税の完納者	融資金額3,000	なし	なし	なし	なし	貸付期間の範囲内	産業振興課 商工業・観光振興担当	049-296-5895
			公庫	・全資金									
		羽生市	県	・事業資金（一般貸付） ・事業資金（短期貸付） ・産業立地資金の一部	・借入金を貸付期間内に返済した方	なし	なし	なし	なし	完了まで	商工課 商工振興係	048-560-3111	
		東秩父村	公庫	・マル経融資	①東秩父村に住所若しくは事業所を有し、商工会を通じて資金を借り入れた者で中小企業信用保証法施行令第1条に規定する業種を営んでいること。 ②村民税を完納していること。	10	なし	なし	なし	5年以内	産業観光課 商工観光担当	0493-82-1223	
		富士見町	県	・創業関連の融資制度	①市長から認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた方 ②創業するための融資を受けた時点で税務申告を2期経ていない方 ③市税を完納している方	15	なし	なし	なし	5年以内	産業経済課	049-257-6827	
公庫	・創業関連の融資制度												
ふじみ野市	県	・経営安定資金 ・経営あんしん資金	①経営安定化関連融資を受けた者 ②市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者 ③市内における市民税その他の市税を滞納していない者	なし	なし	なし	なし	なし	なし	産業振興課 商工労政係	049-262-9023		

市町村名	県・公庫の別	対象となる融資制度	補給対象者	補給・補助限度額 (万円)	対象融資限度額* (万円)	利子補給 の有無	保証料補助 の有無	期 間	担当課	電話番号										
ま 行	松伏町	公庫	・松伏町内において新たに事業を起し、又は事業を運営（事業開始後7年以内の期間に限る）していただくため、公庫の国民生活事業の融資を利用し、借り入れた資金	① 個人にあつては、融資を受けた日以後、引き続き町内に住所があり、かつ、引き続き町内において融資を受けた事業を営んでいること ② 法人にあつては、融資を受けた日以後、引き続き町内に本社又は本店があり、かつ、引き続き町内において融資を受けた事業を営んでいること ③ 町税を滞納していないこと	1月1日から12月31日まで (補給金額算定期間)の約定 支払利率 ※ 借入額について1事業者 につき1,000万円、借入利率 について1%を超える場合、約 定支払利率をそれぞれ 1,000万円、1%で按分	借入金額1,000万円、 借入利率1%までは全額	なし	3年以内	環境経済課 商工担当	048- 991- 1854										
											美里町	県	・全資金	①町税の滞納がない方 ②過去に交付を受けていない方	2	なし	信用保証料 額と2万円の 少ない方の額	完済まで	農林商工課 観光商工係	0495- 76-5133
											皆野町	公庫	・全資金	・町税の滞納がない方	10	年利 0.4%	なし	融資期間	産業観光課 商工観光係	0494- 62-1462
											宮代町	公庫	・マル経融資	・町内に事業所を有し、かつ、町内において1年以上商工業を営み、常時使用する従業員が商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下の企業	20	平均融資残高の 年1%以内	なし	完済まで	産業観光課 商工観光係	0480- 34-1111
や 行	八潮市	県	・起業家育成資金	・八潮市内において新たに事業を起すために、対象となる融資制度を利用して借り入れた市内事業者	対象となる資金の 限度額が 2,000	約定利率 (1.5%を超える場合は 1.5%の率で算定した 額)	なし	資金を借り受けた日 から3年以内	商工観光課 商工・企業 立地係	048- 996- 2111 (内線 479,384)										
		公庫	・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家支援資金 ・新創業融資制度																	
	横瀬町	県	・埼玉県制度融資のうち、創業者を対象とするもの	・町内で創業後2年未満の個人又は法人で町税の滞納がない方	20	年間支払利率の 全額	なし	利子償還開始月 から3年間	振興課 産業・環境 グループ	0494- 25-0114										
		公庫	・日本政策金融公庫が実施する融資制度のうち、創業者を対象とするもの ・国民生活事業（全資金）								①町内に事業所を有する商工業者 ②町税の滞納がないこと ③対象となる融資制度の利子補給を他市町村から受けていないこと	10 (1事業主あたり)	年間支払利率の 20%以内	なし	貸付期間の 範囲内					
	寄居町	県	・全資金（設備資金のみ）	①借入金を毎年約定どおり返済している方 ②申請時点で町税の滞納がない方	融資金額 500	支払利率の 20%	なし	3年以内	産業振興企業誘 致課	048- 581- 2121 (内線412)										
		公庫	・全資金（設備資金のみ）																	

* 市町村で県や公庫の資金メニューに利子補給をするにあつては利子補給の対象要件に独自で融資限度額を設定している場合、その限度額
 ※ 各市町村から提供された情報に基づいて作成しています。なお、制度の詳細や最新の情報については、各市町村の担当課に直接お尋ねください。